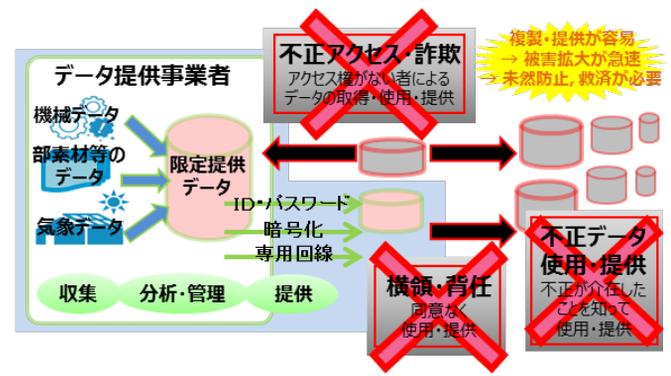


# 不正競争防止法、JIS法、特許法等の平成30年改正の概要

第四次産業革命の下、企業の競争力の源泉がデータやそれを活用したサービスへ移り変わる中、ビッグデータ等により新たな付加価値が創出される産業社会の構築に向けて、**データを安心・安全に利活用できる事業環境の整備**や、**知的財産や標準**において**ビッグデータ等の情報技術に対応した制度を創設**します。

## ① データの不正取得等に対する救済措置の創設等【不正競争防止法】

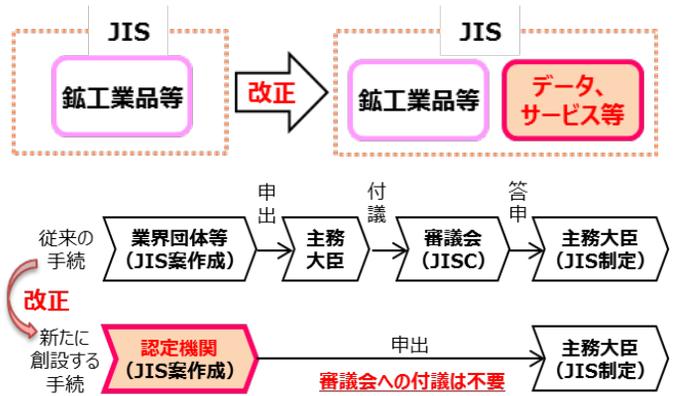
- ID・パスワードなどの管理を施して提供されるデータ【**限定提供データ**】を**不正に取得・使用等する行為**を、『**不正競争行為**』とし、これに対する**差止請求権**等の**民事措置**を創設する。【施行日】平成31年7月1日
- 暗号などのプロテクト技術【**技術的制限手段**】の効果を妨げる**サービスの提供等**を装置の提供等に加えて『**不正競争行為**』として規制する。【施行日】平成30年11月29日



○ 弁理士が、その名称と責務の下で、データの利活用や企業等による規格案の作成に関して知財の観点から助言等の支援業務を行えるようにする。【施行日】平成31年7月1日

## ② JISの対象へのデータ、サービス等の追加等【工業標準化法（JIS法）】

- 日本工業規格【**JIS**】の対象に**データ、サービス、経営管理**等を追加する。これに伴い、法律名を**工業標準化法**に改める。
- JISの制定手続について、専門知識等を有する**民間団体を認定**し、そのJIS案について**審議会への付議を不要**とする。
- JISの虚偽表示等をした法人に対する**罰金刑を最高1億円に引き上げる**（現行は自然人と同額の最高100万円）。【施行日】平成31年7月1日※



## ③ 中小企業の特許料等の半減等【特許法等】

- これまで一部の中小企業が対象だった**特許料等の半減措置**を、**全ての中小企業**に拡充する。【施行日】公布から1年以内
- 特許権等の侵害訴訟において、裁判所が、侵害したと疑われている側に書類等をいったん提示させて、**実際に書類等を見た上でその提出の必要性を判断できるようにするとともに**、その判断に、**第三者の技術専門家が関与**できるようにする。【施行日】平成31年7月1日

	現行	改正後
【対象】	赤字企業、研究開発型企业など 個別法で対象が限定	<b>全ての中小企業</b>
【手続】	煩雑 (証明書類の作成・提出)	<b>簡素化 (証明書類不要)</b>
【料金(国内出願)】※10年間権利を維持する平均的なケース	約40万円 (軽減前)	<b>約20万円</b>
【料金(国際出願)】※特許庁及びWIPOに支払う国際出願関連手数料	約20万円 (軽減前)	<b>約10万円</b>